

日本科学者会議編

『科学者・研究者・技術者の権利白書 ——その理念と実態——』

沢田 昭二

この数年来、任期付き採用制度の導入、国立の研究機関の独立行政法人化など、「科学技術創造立国」路線によって大学と研究機関を大企業の利潤追求に奉仕させようとする政策が加速してきた。今年になって、小泉内閣の「聖域なき構造改革」路線にそった、国立大学の独立法人化＝「遠山プラン」が発表され、文部科学省の大学支配を貫徹しようとする方向が打ち出された。このプランがそのまま強行されると、日本の教育・研究ははかり知れない打撃を受けるであろう。さらに、定員割れなどを理由にした学部・学科の改組・廃止があいつぎ、大学での雇用と身分の不安定化が急速に進行している。

本書はこうした状況の中で起こっている科学者・研究者・技術者の権利侵害の深刻な実態を踏まえ、さまざまな権利問題の真の解決への道を明らかにしている。

本書を編集した日本科学者会議は、科学者の社会的責任を果たすことを目的として、平和、環境、命と暮らしの問題とともに、学問の自由を守り、科学者の権利・地位を確立する課題に取り組んでいる組織である。この科学者会議には、大学の研究者だけでなく、国公立と民間の研究所も含めて、人文・社会・自然科学のすべての分野の広範な研究者が参加している。この会議の「科学者の権利委員会」が中心になって、先に出版した資料集『科学者の権利と地位』（1995年・水曜社）を発展させ、科学研究者の権利に関する「白書」としてまとめられたのが本書である。同委員会は、この「白書」を基盤として、科学にかかわる研究労働者が権利と地位を守る取り組みに有効に活用できる「科学研究者の権利・地位宣言」を作成する計画を持っている。

本書の第一章「科学研究の本質と科学者の役割」は、まず、ルネッサンス、産業革命、科学・技術革命を通じて科学者の社会的地位が大きく変動した経過をたどっている。そして20世紀後半、核兵器をはじめ軍事科学によって大量破壊兵器を出現させた反省に基づいて、科学者が科学の本来の目的を平和と人類の幸福に向けて社会的責任を自覚するにいたる歴史を振り返りながら、科学と技術の特質を掘り下げて明らかにしている。その上にたつて科学技術政策のあるべき方向が提示され、科学者の権利と役割が総合的に論じられている。この章ではさらに、学問・思想の自由を発展させた大学自治の歴史と、こうした発展の方向を逆転させようとする最近の日本の支配層の動きも紹介している。

第二章「科学者の権利・地位の現時点」では、まず国連、ユネスコ、国際労働機関（ILO）、世界科学者連盟、国際科学会議（ICSU）、パグウォッシュ会議など、科学者の権利・地位に関する国際的な取り組みの発展経過と動向が紹介されている。

日本では、公選制によって科学者の総意を代表してきた日本学術会議が学問の自由、科学者の責任などに取り組んできたこと、その後、こうした日本学術会議の役割を弱めようとして公選制が廃止された経緯が述べられている。さらに、民主的学会、研究教育労働者の組合、日本科学者会議も含めた科学研究教育者の自治・自由・平和を守るたたかいも紹介されている。

第三章「教育・研究の諸分野の現状」では、高等教育の大衆化の中で旧「帝大」中心主義による大学の中央・地方格差、国公私立間格差が温存されてきたことが指摘されている。その上、大企業の要求に直結する工学系に比べ基礎科学の理系が、その理系に比して社会・人文系が軽視されている。最近ではこの戦後格差システムがかえって一般化・累層化されている現状が示されている。こうした格差構造の上層に位置する大学でさえ、大学教員の権利・地位は国際基準に比してきわめて低いレベルにあり、学生数に較べて少ない教員数、定員削減による事務・技術系職員の減少によって「超多忙化現象」と呼ばれる状況が深刻の度を増している。さらに大きな格差を残したままでの任期制の導入は、人事の流動化

よりも研究者の従属化・系列化をもたらしている。私立大学、私立高専・専修学校における経営者による教員への権利侵害、教学権・教授会の自治の侵害の実態が報告されている。さらに、国立・独立行政法人の研究機関や公設試験研究機関、特殊法人・公益法人、民間企業の研究機関における権利の保証の現状がまとめられ、今後の方向が提起されている。

第四章「女性、若手、非常勤講師等の研究者」では、まず、女性研究者の出産・育児の時期に働き続けることの困難さが示され、家庭内において両性の対等な関係の確立の必要性が指摘されている。若手研究者は専門的職業人として力量を蓄積・形成して自立しなければならない。そのための指導環境、研究施設・設備は不足し、不安定な生活条件とポスト獲得条件はいつそう悪化している。また、日本の高等教育の半ばは、賃金も研究条件もきわめて劣悪な処遇に置かれた非常勤講師によって担われている。ほとんどが未組織労働者となっている非常勤講師の組織化による処置の飛躍的改善が高等教育を充実・発展させる上で不可欠である。私学予算のわずか11.8%にまで減少した私学助成の抜本的増加は、非常勤講師を含む私学の教員の権利問題の本質的課題である。大学や研究所において、教員以外の多様化した専門職が研究・教育において果たす役割が拡大している。こうした専門職労働者は多様な要求を持っており、この多様な要求に応える労働運動の構築が求められる。本書のこの部分は、大学や研究所だけでなく、自治体労働者や多くの民間企業の専門的業務にたずさわる労働者にも適用できる議論であり、今後の労働運動のあり方に重要な示唆を与えている。

第五章「研究者への権利侵害事件の事例」では、国立大学、私立大学における権利侵害の典型的具体例を主として、侵害を受けた当事者と支援運動の中心になった方々がリアルに執筆している。

第六章「権利侵害との闘い」では大学教員の権利侵害の裁判闘争による判例が紹介され、裁判闘争によって勝ち取られた前進面と残された問題点がまとめられ、さらに権利侵害への対応のマニュアルが与えられている。その中でとりわけ職場における支援体制の重要性が指摘されている。この章は単なる「白書」の域を超えて、問題解決の「手引き」の役割も

果たしている。

第七章「権利・地位確立にむけての課題と展望」は本書のまとめである。①真理の探究という本質から、権力や利益誘導に追従しないこと、②社会的責任の自覚、③自治と自由を脅かしている重点は配分ではなく、研究・教育条件の基盤を整備・充実すること、④研究者自身による総合的でバランスのとれた科学技術政策の策定、⑤ユネスコ宣言・勧告、ILO条約の積極的普及・活用があげられ、最後に、⑥原子力事故や薬害の例を引いて科学者・研究者・技術者の権利・地位の確立が、単に研究者だけの利益ではなく国民の利益であることを念頭において、世論に訴える必要が指摘されている。

本書の付録には権利問題に関して①ユネスコ関係の宣言・勧告、②ILO関係条約、③日本学術会議の勧告と決意表明、④国内関連法令、⑤大学関係の判例のリスト、⑥倫理綱領・権利宣言リストが付されており、先に出版された日本科学者会議編『科学者の権利と地位』とあわせて活用できる資料集となっている。

本書は、権利・地位の問題の基本資料・マニュアルとしてすべての大学と研究機関の図書室に備えられるべきであろう。また、労働運動の展望についても示唆に富んだ内容になっているので、大学や研究所以外でも、未来の労働組合運動づくりをめざす組合活動家のテキストとして大いに役立つと思う。

(水曜社・2001年5月刊・2500円)

(さわだ しょうじ・名古屋大学名誉教授)